

外部講師の活用について

がん教育は、専門的な内容を含むことから、地域や学校の実情に応じて、がん専門医、学校医、看護師、がん経験者等の外部講師に協力を求め、それぞれの専門性が生かせるような指導の工夫を行うことが大切です。

そのためにも、年間計画に位置づけて学校教育活動全体で取り組むことはもとより、外部講師との共通理解を図りながら、保護者に対しても広く普及啓発に努めて進めることが大切です。

がん教育を実施する上で配慮すること

授業の実施前までに、次のような事例に該当する児童生徒等の存在が把握できない場合についても授業を展開する上で配慮が求められます。事前に家庭へ学習内容を知らせて確認しておきましょう。

- ・家族にがん患者がいる子どもや、家族をがんで亡くした子どもがいる場合。
- ・小児がんにかかっている、または小児がんの既往がある子どもがいる場合。
- ・生活習慣が主な原因とならないものもあることから、特にこれらのがん患者が身近にいる場合。
- ・がんに限らず、重病や難病等にかかったことのある子どもや、家族に該当患者がいたりする子どもがいる場合。



県内の関係機関

県がん診療連携拠点病院	徳島大学病院
地域がん診療連携拠点病院	徳島県立中央病院
	徳島市民病院
	徳島赤十字病院
地域がん診療病院	徳島県立三好病院
保健所	

 文部科学省委託 徳島県がん教育総合支援事業
発行 徳島県教育委員会 体育学校安全課



みんなで考えよう！

がん教育



令和2年2月 徳島県教育委員会

日本のがんの現状

死亡率	男性	女性
第1位	肺	大腸
第2位	胃	肺
第3位	大腸	すい臓

徳島県のがんの罹患率

罹患率	男性	女性
第1位	大腸	乳房
第2位	肺	大腸
第3位	前立腺	結腸

※国立がんセンターがん情報サービス「がん登録・統計」2017年

がん教育の目標

- ① がんについて正しく理解することができるようになる
- ② 健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようになる

がん教育の必要性

✓ 学校における健康教育は、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育成することを目指しています。特に、日本人の死亡原因として最も多いがんについては、がんそのものの理解や、がん患者に対する正しい認識を深める教育が不十分であることが指摘されています。がんについて学ぶことにより、健康に対する関心を持ち、正しく理解し、適切な態度や行動をとることが求められています。

✓ 学校におけるがん教育については、がんを他の疾病等と区別して扱うことが目的ではなく、がんを扱うことを通じて、他の様々な疾病的予防や望ましい生活習慣の確立を含めた健康教育の充実を図るものです。

がん教育の進め方の基本方針

- ① 講師の専門性が十分に生かされるよう工夫する。
- ② 学校教育活動全体で健康教育の一環として行う。
- ③ 発達段階を踏まえた指導を行う。



モデル校の取組を
ヒントに！



がん教育の具体的な内容

ア がんとは（がんの要因等） イ がんの種類とその経過
エ がんの予防 オ がんの早期発見・検診 ウ 我が国のがんの状況
キ がん治療における緩和ケア ク がん患者の生活の質 カ がんの治療法
ケ がん患者への理解と共生

※小・中・高等学校の校種における児童生徒の発達段階を踏まえて実施することが重要です。

がん教育の位置づけ 学習指導要領および解説

小学校 病気の予防【小学6年】 (3) 病気の予防について理解すること。 (ウ) 生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、適切な運動、栄養の偏りのない食事をとること、口腔の衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身に付けることが必要であること。

中学校 生活習慣病の予防（がんに関する内容）【中学2年】 (1) 健康な生活と疾病的予防 ア 健康な生活と疾病的予防について理解を深めること。 (ウ) 生活習慣病などは、運動不足、食事の量や質の偏り、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れが主な要因となって起こること。また、生活習慣病などの多くは、適切な運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践することによって予防できること。 ■内容の(1)のアの(イ)及び(ウ)については、食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結びつくように配慮するとともに、必要に応じて、コンピューターなどの情報機器の使用と健康との関わりについて取り扱うことにも配慮するものとする。また、がんについても取り扱うものとする。

高等学校 生活習慣病などの予防と回復 (1) 現代社会と健康 ア 現代社会と健康について理解を深めること (ウ) 生活習慣病などの予防と回復 健康の保持増進と生活習慣病などの予防と回復には、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活の実践や疾病の早期発見、及び社会的な対策が必要であること。 ■ (1)のアのウについては、がんについても取り扱うものとする。